平成２８年（フ）第１７号
静岡県御前崎市御前崎5545番地
債務者　石川　晴美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第３４２号
愛知県一宮市島村字高木11番地
債務者　笹田　一美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第６８号
愛知県西尾市寺津町大明神73番地５、前住所浜松市南区若林町763番地　スウィートウォーレンダイニ203号
債務者　石原美智子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
愛知県豊田市青木町４丁目105番地１
債務者　横田　裕亮
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
沖縄県浦添市仲西３－11－１－701　神森団地、住民票上の住所沖縄県浦添市仲西１丁目４番８－205号　Ｏｒａｎｇｅｒｉｅ
債務者　本村　美香
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１４号
大分県日田市大字友田1101番地７　堀アパートＢ－101号
債務者　坂本　聡幸
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第１５号
大分県日田市田島２丁目12番43号　大波羅荘
債務者　梶原　春樹
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第２４号
鹿児島県阿久根市脇本6965番地１
債務者　落合　　貢
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
沖縄県南城市玉城字愛地702番地１　コーポ愛地３－Ｅ号室
債務者　西田　和子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２７１２号
東京都杉並区下井草１丁目９－10　十河荘６
債務者　丸山　勝彦
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７２１号
東京都江戸川区中葛西３丁目35－14－502
債務者　阿部　里美
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７９６号
東京都葛飾区高砂３丁目27－12－203
債務者　栗又　孝行
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８０１号
東京都墨田区横川１丁目18－６－303　岩間第２ビル
債務者　土井千賀子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８０８号
東京都北区滝野川３丁目68－７－302
債務者　小関　昌夫
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８１２号
東京都立川市一番町３丁目15－14　ローズシャトル１号館201
債務者　鈴木　康夫
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８１３号
東京都立川市一番町３丁目15－14　ローズシャトル１号館201
債務者　鈴木　　操
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部